

会計年度任用職員の給与等に関する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十六号

会計年度任用職員の給与等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号。以下「条例」という。）に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第一号会計年度任用職員 法第二十二条の二第一項第一号に掲げる者をいう。
- 二 第二号会計年度任用職員 法第二十二条の二第二項第二号に掲げる者をいう。
（第一号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の額）

第三条 条例第二十三条の二第二項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額は、条例第二条に規定する職員（以下「職員」という。）の例により算定した額とする。ただし、報酬基礎額を日額又は時間額で算定する者に次の各号に掲げる特殊勤務手当に相当する報酬を支給する場合の額の算定については、当該各号に定めるところによる。

- 一 支給額が月額で定められている特殊勤務手当（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 当該額を二十一で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下第十一条までにおいて同じ。）

- 二 支給額が給料の月額に一定の率を乗じて得た額に相当する額である特殊勤務手当（次号に掲げるものを除く。） 当該第一号会計年度任用職員が第二号会計年度任用職員であるものとした場合に条例第二十三条の三第二項の規定により決定される給料の月額（以下「報酬基礎月額」という。）に当該一定の率を乗じて得た額を二十一で除して得た額

- 三 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当 次のア及びイに掲げる者の区分に

応じ、それぞれア及びイに定めるところにより算定した額

ア 報酬基礎額を日額で算定する者 報酬基礎月額に職員の特種勤務手当に関する
条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号）第八条第六項に定める割合を乗
じて得た額から、報酬基礎月額に条例第十一条の二及び条例附則第二十二項に定
める割合（以下「地域手当支給割合」という。）を乗じて得た額を減じて得た額
（イにおいて「特地主当等基礎月額」という。）を二十一で除して得た額に、当
該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間の時間数を
七時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額

イ 報酬基礎額を時間額で算定する者 特地主当等基礎月額を百六十二・七五で除
して得た額

（第一号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬の額）

第四条 条例第二十三条の二第二項に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額は、条
例第六条の二に規定する再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」とい
う。）の例により算定した額とする。

2 第一号会計年度任用職員が法第三十八条第一項ただし書の規定により営利企業に従
事等する場合における超過勤務手当に相当する報酬の支給については、労働基準法（
昭和二十二年法律第四十九号）の定めるところによる。この場合において、同法第三
十二条に規定する労働時間は、当該第一号会計年度任用職員について定められた勤務
時間にかかわらず、常時勤務を要する職を占める職員の勤務時間とする。

（第一号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬の額）

第五条 条例第二十三条の二第二項に規定する宿日直手当に相当する報酬の額は、職員
の例により算定した額とする。

（第一号会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬の額）

第六条 条例第二十三条の二第二項に規定する夜間勤務手当に相当する報酬の額は、職
員の例により算定した額とする。

（第一号会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬の額）

第七条 条例第二十三条の二第二項に規定する休日勤務手当に相当する報酬は、報酬基
礎額を月額で算定する者に支給し、その額は職員の例により算定した額とする。

（第一号会計年度任用職員の報酬基礎額）

第八条 条例第二十三条の二第三項に規定する報酬基礎額は、次の各号に掲げる者の区

分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 報酬基礎額を日額で算定する者 次に掲げる額を合算した額

ア 報酬基礎月額を二十一で除して得た額に、当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間の時間数を七時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額（以下「日額基本報酬」という。）

イ 日額基本報酬の額に地域手当支給割合を乗じて得た額

ウ 当該第一号会計年度任用職員が第二号会計年度任用職員であるものとした場合に支給される初任給調整手当の額（以下「初任給調整手当基礎月額」という。）を二十一で除して得た額に、当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間の時間数を七時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額

エ 当該第一号会計年度任用職員が第二号会計年度任用職員であるものとした場合に支給される農林業普及指導手当の額（以下「農林業普及指導手当基礎月額」という。）を二十一で除して得た額に、当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間の時間数を七時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額

二 報酬基礎額を時間額で算定する者 次に掲げる額を合算した額

ア 報酬基礎月額を百六十二・七五で除して得た額（以下「時間額基本報酬」という。）

イ 時間額基本報酬の額に地域手当支給割合を乗じて得た額

ウ 初任給調整手当基礎月額を百六十二・七五で除して得た額

エ 農林業普及指導手当基礎月額を百六十二・七五で除して得た額

三 報酬基礎額を月額で算定する者 次に掲げる額を合算した額

ア 報酬基礎月額に、当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間の時間数を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額（以下「月額基本報酬」という。）

イ 月額基本報酬の額に地域手当支給割合を乗じて得た額

ウ 初任給調整手当基礎月額に、当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間の時間数を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額

エ 農林業普及指導手当基礎月額に、当該第一号会計年度任用職員について定めら

れた一週間当たりの勤務時間の時間数を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額

(第一号会計年度任用職員の報酬の支給日)

第九条 条例第二十三条の二第四項に規定する人事委員会が定める日は、同項に規定する期間の属する月の翌月の十日とする。ただし、その日が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。)

第十条に規定する祝日法による休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

2 任命権者は、特別の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に支給日を定めることができる。

(第一号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第十条 報酬基礎額を日額又は時間額で算定する者に対する条例第二十三条の二第五項に規定する費用弁償は、一箇月を単位として支給するものとし、その額については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする者(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる者を除く。) その者が利用する交通機関等に係る一箇月の通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。)の価額又はその者の支給対象月における通勤回数分(当該月において年次有給休暇を取得した日は、通勤したものとみなして通勤回数に加算する。)の回数乗車券等の運賃等の額のいずれか低い額(その額が五万五千円を超えるときは、五万五千円)

二 通勤のため自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車で、同法第三条に規定する自動二輪車以外のものをいう。以下同じ。)又は自転車等(自転車並びに自動二輪車、原動機付自転車及びその他の原動機付の交通用具をいう。以下同じ。)を使用することを常例とする者(自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であつて自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離

- が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる者を除く。) 職員の通勤手当の例により算定した額を二十一で除して得た額に支給対象月における勤務日の日数(当該月において年次有給休暇を取得した日は、通勤したものとみなして日数に加算する。以下この条において同じ。)を乗じて得た額
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車又は自転車等を使用することを常例とする者(交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である者を除く。) 前二号に掲げる額の合計額(その額が五万五千円を超えるときは、五万五千円)
- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、一週間当たりの勤務日の日数が一日を超えない者その他の特別の事情により前項の規定によることが著しく不相当であると認めらる者に対しては、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例(昭和二十五年七月条例第二十五号)に規定する旅費(日当を除く。)の例により費用弁償を支給することができる。
- 3 第一項第二号及び第三号に掲げる者のうち、自動車の駐車のための施設を併せて利用し、その利用料金を負担することを常例とするものには、職員の通勤手当の例により算定した額を二十一で除して得た額に、支給対象月における勤務日の日数を乗じて得た額を支給するものとする。ただし、その額が三千円を超えるときは、三千円とする。
- 4 第一項第一号又は第三号に掲げる者のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であつて、かつ、その利用が通勤事情の改善に相当程度資すると認められる者で、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものには、職員の通勤手当の例により算定した額を二十一で除して得た額に、支給対象月における勤務日の日数を乗じて得た額を支給するものとする。ただし、その額が二万円を超えるときは、二万円とする。
- 5 費用弁償の支給は、第一項に規定する者が新たに同項各号に掲げる者の要件を具備するに至った場合においてはその事実の生じた日から開始し、費用弁償を支給されている者が離職し、死亡し、又は同項各号に掲げる者の要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日をもって終わる。ただし、費用弁償の支給の開始については、

その通勤の実情に係る届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に変更されたときは、その届出を受理した日から行うものとする。

6 通勤の経路又は方法を変更すべき事実が生じたことにより費用弁償の額を変更する場合は、その事実の生じた日から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、当該事実の発生により費用弁償の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

7 報酬基礎額を月額で算定する者に対する費用弁償の額については、再任用短時間勤務職員の例による。

8 費用弁償の支給日は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 報酬基礎額を日額又は時間額で算定する者 前条に規定する報酬の支給日
二 報酬基礎額を月額で算定する者 条例第二十三条の二第四項の規定によりその例によることとされる給料等の支給に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号）第二条に規定する支給日

9 前各項に定めるもののほか、第一号会計年度任用職員に対する費用弁償の支給については、第二号会計年度任用職員に対する通勤手当の支給の例による。

（第一号会計年度任用職員の期末手当）

第十一条 条例第二十三条の二第六項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に条例第十九条第二項に定める割合を乗じて得た額に、基準日（六月一日及び十二月一日をいう。以下同じ。）以前六箇月以内の期間におけるその者の引き続き在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

2 前項に規定する在職期間は、条例第二条に規定する職員、企業職員（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条に規定する職員をいう。以下同じ。）、会計年度任用職員及び技能労務職員（技能労務職員の給与等に関する規則（昭和三十三年十月奈良県規則第六十二号）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）として在職した期間とする。ただし、第一号会計年度任用職員としての在職期間は、勤務時

間が、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分以上と定められた期間のものに限る。

3 前項の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（条例第二十六条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により休職にされていた期間を除く。）については、その二分の一の期間

二 法第二十九条第一項の規定により停職にされていた期間については、その全期間

三 法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間については、その全期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしている者（当該育児休業の期間が一箇月以下である者を除く。）として在職した期間については、その二分の一の期間

4 第一項に規定する期末手当基礎額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 報酬基礎額を日額又は時間額で算定する者 基準日における報酬基礎月額と報酬基礎月額に地域手当支給割合を乗じて得た額を合算した額に、当該第一号会計年度任用職員について四週間を超えない期間につき定められた一週間当たりの勤務時間の時間数を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た額

二 報酬基礎額を月額で算定する者 基準日における月額基本報酬の額と月額基本報酬に地域手当支給割合を乗じて得た額を合算した額

5 勤務時間に変動があること等により、四週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間を算定し難い場合における前項の規定の適用については、前項第一号中「四週間を超えない期間につき定められた一週間当たりの勤務時間の時間数」とあるのは、「任用期間において定められた勤務時間の合計時間数を当該任用期間の週数で除して得た時間数」とする。

6 任命権者は、職務の特殊性により前二項の規定により難いと認める場合は、任用期間（基準日以前六箇月以内の期間に限る。）における基本報酬（日額基本報酬又は時間額基本報酬をいう。）の額と基本報酬に地域手当支給割合を乗じて得た額を合算した額を月額に換算した額を前項の期末手当基礎額とすることができる。

第十二条 条例第二十三条の二第七項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に

掲げる者とする。

一 基準日における当該第一号会計年度任用職員の任期と引き続く以前の会計年度任用職員の任期（第一号会計年度任用職員にあっては、勤務時間が、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分以上で定められた任期に限る。）の合計が六月以上となる者

二 条例第二条に規定する職員、企業職員又は技能労務職員から引き続いて第一号会計年度任用職員となった者であつて、条例第二条に規定する職員、企業職員又は技能労務職員として在職した期間と基準日における当該第一号会計年度任用職員の任期の合計が六月以上となる者

2 勤務時間に変動があること等により、四週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間を算定し難い場合における条例第二十三条の二第七項第二号の規定の適用については、同号中「勤務時間が、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり」とあるのは、「任用期間において定められた勤務時間の合計時間数を当該任用期間の週数で除して得た時間数が」とする。

第十三条 前二条に定めるもののほか、第一号会計年度任用職員に係る期末手当については、第二号会計年度任用職員の例による。

（第二号会計年度任用職員の給与）

第十四条 条例第二十三条の三第二項の人事委員会規則で定める基準は、別表の業務類型欄及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級及び号給を基礎として、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）第三章に規定するところによるものとする。ただし、同表の上限欄の職務の級及び号給を超えて決定することはできない。

2 条例第二十三条の三第二項第二号の人事委員会規則で定める職務の級は、別表の業務類型欄及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級とする。

第十五条 条例第二十三条の三第三項に規定する手当（期末手当を除く。）の支給額については、職員の例による。

（第二号会計年度任用職員の期末手当）

第十六条 条例第二十三条の三第三項に規定する期末手当の額は、職員の例により算定した期末手当基礎額に条例第十九条第二項に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の引き続きいた在職期間の次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

2 前項に規定する在職期間については、第十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

第十七条 条例第二十三条の三第四項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 基準日における当該第二号会計年度任用職員の任期と引き続く以前の会計年度任用職員の任期（第一号会計年度任用職員にあつては、勤務時間が、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分以上と定められた任期に限る。）の合計が六月以上となる者
- 二 条例第二条に規定する職員、企業職員又は技能労務職員から引き続いて第二号会計年度任用職員となった者であつて、条例第二条に規定する職員、企業職員又は技能労務職員として在職した期間と基準日における当該第二号会計年度任用職員の任期の合計が六月以上となる者

第十八条 前二条に定めるもののほか、第二号会計年度任用職員に係る期末手当については、職員の例による。

（会計年度任用職員の給与の減額）

第十九条 第一号会計年度任用職員の給与の減額については、次に定めるところによる。

- 一 報酬基礎額を日額で算定する者がその者について定められた一日当たりの勤務時間中の一部を勤務しないときは、その勤務しない一時間につき、次条第一項第一号に規定する勤務一時間当たりの報酬を職員の例により減額する。
- 二 報酬基礎額を月額で算定する者がその者について定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない一時間につき、次条第一項第三号に規定する勤務一時間当たりの報酬を職員の例により減額する。

2 第二号会計年度任用職員の給与の減額については、職員の例による。

（会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額）

第二十条 第一号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一銭未満の端数があるときは、その

端数を切り捨てた額」とする。

- 一 報酬基礎額を日額で算定する者 第八条第一号の報酬基礎額を当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間の時間数で除して得た額
- 二 報酬基礎額を時間額で算定する者 第八条第二号の報酬基礎額
- 三 報酬基礎額を月額で算定する者 第八条第三号の報酬基礎額に支給額が月額で定められている特殊勤務手当に相当する報酬の額を加算した額に十二を乗じて得た額を、当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間の時間数に五十二を乗じた数から当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間の時間数に当該年度における休日（土曜日に当たる日を除く。）及び勤務時間条例第十条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た数を減じた数で除して得た額
- 2 第二号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、職員の例により算定した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
（常勤嘱託職員であった者の取扱い）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において常勤嘱託職員（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）第一条の規定による改正前の法第三条第三項第三号に規定する職員で勤務を要する日及び勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員と同様であるものをいう。以下同じ。）であった者であって、引き続き施行日に会計年度任用職員（勤務時間が、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分未満と定められた者を除く。）となったものに対し令和二年六月に支給する期末手当については、第十一条第二項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）中「会計年度任用職員」とあるのは、「会計年度任用職員、常勤嘱託職員」とする。

別表（第十四条関係）

業務 類型	基準となる職務	適用 する	学歴免 許等	初任給	上限
----------	---------	----------	-----------	-----	----

他医療	医療職 (その他)	医療職 (薬剤師)	医療職 (獣医師)	困難専門事務	専門事務	一般事務	補助事務	
る栄養士又は医療業	保健所等に勤務し、 栄養管理等に従事す	保健所等に勤務し、 医療業務等に従事す る薬剤師の職務	家畜保健衛生所等に 勤務し、家畜診察等 に従事する獣医師の 職務	専門事務のうち、相 当高度の知識経験を 要する特に困難な職 務	専門的な資格、業務 経験等を要する職務	補助事務又は専門事 務に属さない職務	職員の事務の補佐又 はこれに類する職務	

(二) 料表				行政				給料
--------	--	--	--	----	--	--	--	----

短大三	大学卒	大学卒	大学六 卒	大学卒	大学六 卒	高校卒	高校卒	高校卒	高校卒	
一級二十一号	二級五号給	二級五号給	二級十七号給	二級五号給	二級十七号給	一級五号給	一級五号給	一級五号給	一級五号給	
一級六十九号給	二級三十三号給	二級六十一号給	二級六十一号給	二級六十一号給	二級六十一号給	給 二級百二十五号	一級三十七号給	一級二十五号給	一級五号給	

技術者 務等に従事する医療 技術者の職務		医療職 保健所等に勤務し、 保健指導又は看護等 に従事する保健師及 び看護師の職務		福祉職 児童福祉施設に勤務 する保育士の職務		福祉職 児童福祉施設に勤務 する児童指導員の職 務	
		(三) 医療 職給 料表		福祉 職給 料表			
卒	短大卒	高校卒	大学卒	卒	短大三	卒	短大二
給	一級十五号給	一級十一号給	二級十五号給	給	二級九号給	給	二級五号給
	一級四十三号給	一級六十九号給	二級三十三号給		二級三十三号給		二級三十三号給

備考 専門事務のうち、相当高度の知識経験を要する職務には、「一級三十七号給」を「一級六十五号給」と読み替えて本表を適用することができる。